

提出資料

(第 3 次補正予算及び復興財源の確保について)

財務省

平成 23 年 10 月 7 日 (金)

東日本大震災復興対策本部 第 9 回

平成 23 年度一般会計補正予算（第 3 号）等の骨格について

第一 一般会計予算の補正

1. 東日本大震災関係経費	11.6 兆円程度 (9.1 兆円程度)
〔歳出の追加〕	
(1) 復興対策等事業費	6.1 兆円程度
(2) 災害関連融資関係経費	0.6 兆円程度
(3) 全国防災対策費	0.5 兆円程度
(4) 除染等経費	0.2 兆円程度
(5) 地方交付税の加算	1.6 兆円程度
(6) 年金臨時財源の補てん	2.5 兆円程度
〔財源〕	
(1) 復興債	11.4 兆円程度 (8.9 兆円程度)
(2) 税外収入	0.02 兆円程度
(3) 復興財源となる歳出削減	0.2 兆円程度
2. その他の経費	0.3 兆円程度
〔歳出の追加〕	
・ 台風 12 号等に係る災害復旧等事業費等	0.3 兆円程度
〔財源〕	
(1) 税外収入	0.1 兆円程度
(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の減	0.2 兆円程度

3. B型肝炎関係経費	0.05兆円程度
〔歳出の追加〕	
・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金(仮称)の造成	0.05兆円程度
〔財源〕	
・税外収入等	0.05兆円程度
合 計	12.0兆円程度 (9.5兆円程度)

(注) () 内の計数は、年金臨時財源の補てんを除いた計数である。
(備考) 計数については、それぞれ精査中であり、今後異同があり得る。
また、それぞれ四捨五入によっているため、端数において一致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

(参考) 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3兆円程度を追加する。

復興財源確保法案（仮称）の骨子（イメージ）

1. 趣旨

東日本大震災からの復興を図るために集中復興期間（平成 23 年度から平成 27 年度までの期間）において実施する施策に必要な財源を確保するため、税外収入に係る措置及び復興特別税の創設のほか、公債の発行に関する措置等を定める。

2. 税外収入に係る措置

- （1）財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。
- （2）日本たばこ産業株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。
- （3）東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。

3. 復興特別所得税

- （1）所得税額に対して 4% の時限的な付加税を創設する。
- （2）付加税は、平成 25 年 1 月から平成 34 年 12 月までの措置とする。
- （3）納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。

4. 復興特別法人税

- （1）法人税額に対して 10% の時限的な付加税を創設する。
- （2）付加税は、平成 24 年度から平成 26 年度までの措置とする。
- （3）課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。

5. 復興特別たばこ税

- (1) たばこ 1 本に対し 1 円の臨時特別税を創設する。
- (2) 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。
- (3) 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。

6. 復興債の発行等

- (1) 東日本大震災からの復興に要する費用の財源については、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債（復興債）を発行することができる。
- (2) 平成 23 年度 1 次補正予算において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができる。
- (3) 発行期間は、集中復興期間の 5 年間とする。
- (4) 復興債は、平成 34 年度までの間に償還する。

7. 更なる税外収入の確保

日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努めることなど平成 23 年 9 月 28 日政府・与党合意（1， 2， 4 及び 5）の条文化

8. その他

- (1) 日本たばこ産業株式会社法の株式の保有義務割合の変更（1 / 2 以上⇒ 1 / 3 超）
- (2) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置の創設

上記は、現時点における法案の骨子のイメージであり、今後、法制局審査の過程で、構成、用語等の変更がありうる。また、地方税に関する税制措置についても、別途、法案を準備している。

復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置概要

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して 4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成 25 年 1 月から平成 34 年 12 月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 24 年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成 23 年度税制改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施とセットで、法人税額に対して 10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成 24 年度から平成 26 年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正の施行時期は平成 24 年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ 1 本に対し 1 円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成 23 年度税制改正（相続税増税＋贈与税減税）を確実に実施し、その施行時期は平成 24 年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に 1 年につき 500 円引き上げる。
- ・ 平成 26 年度分から平成 30 年度分までの措置（特別徴収については、平成 26 年 6 月から平成 31 年 5 月まで）とする。
- ・ 平成 23 年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 25 年度分（平成 24 年分所得）からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ 1 本に対し 1 円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 29 年 9 月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」（仮称）、「復興特別法人税」（仮称）、「復興特別たばこ税」（仮称）とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成 23 年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。